

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 6 月25日
【会社名】	株式会社十六銀行
【英訳名】	The Juroku Bank,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 堀 江 博 海
【本店の所在の場所】	岐阜市神田町 8 丁目26番地
【電話番号】	058(265)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 名 知 清 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町 4 丁目 1 番10号 株式会社十六銀行 東京事務所
【電話番号】	03(3242)1716
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 三 輪 誠 司
【縦覧に供する場所】	株式会社十六銀行 名古屋営業部 (名古屋市中区錦 3 丁目 1 番 1 号) 株式会社十六銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋本町 4 丁目 1 番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄 3 丁目 8 番20号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

1【提出理由】

当行は、平成24年6月22日開催の第237期定時株主総会および普通株主による種類株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

定時株主総会

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 当行と株式会社岐阜銀行との合併契約承認の件 |
| 第3号議案 | 第1種優先株式発行に係る定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 社外監査役の責任限定契約に係る定款一部変更の件 |
| 第5号議案 | 取締役10名選任の件
取締役として、堀江博海、村瀬幸雄、松浦陽司、堀聡郎、杉山豊、池田直樹、三浦文彦、太田裕之、武藤国策、森健二を選任する。 |
| 第6号議案 | 合併に伴う取締役1名選任の件
取締役として、湯畑正泰を選任する。 |
| 第7号議案 | 監査役4名選任の件
監査役として、河野容明、岡田隆、中屋利洋、堀雅博を選任する。 |
| 第8号議案 | 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第9号議案 | 役員賞与支給の件 |

普通株主による種類株主総会

- | | |
|----|-----------------------|
| 議案 | 当行と株式会社岐阜銀行との合併契約承認の件 |
|----|-----------------------|

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

定時株主総会

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案	286,003	1,835	30	94.48	可決
第2号議案	268,570	18,182	1,117	88.72	可決
第3号議案	268,511	19,358	0	88.70	可決
第4号議案	287,752	117	0	95.06	可決
第5号議案					
堀江 博海	281,460	6,389	20	92.98	可決
村瀬 幸雄	286,820	1,029	20	94.75	可決
松浦 陽司	286,822	1,027	20	94.75	可決
堀 聡郎	286,820	1,029	20	94.75	可決
杉山 豊	286,822	1,027	20	94.75	可決
池田 直樹	286,822	1,027	20	94.75	可決
三浦 文彦	286,804	1,045	20	94.74	可決
太田 裕之	286,817	1,032	20	94.75	可決
武藤 国策	286,822	1,027	20	94.75	可決
森 健二	286,800	1,049	20	94.74	可決
第6号議案					
湯畑 正泰	269,275	18,594	0	88.95	可決
第7号議案					
河野 容明	286,567	1,301	0	94.67	可決
岡田 隆	286,566	1,302	0	94.67	可決
中屋 利洋	287,708	160	0	95.04	可決
堀 雅博	287,701	167	0	95.04	可決
第8号議案	226,804	60,991	71	74.92	可決
第9号議案	286,920	946	0	94.78	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案、第8号議案および第9号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案、第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第5号議案、第6号議案および第7号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

普通株主による種類株主総会

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
議 案	268,352	18,027	1,489	88.65	可決

(注) 決議事項が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、議決権の数の一部を加算しておりません。